

「コンビニエンスストア・スーパーマーケットの防犯基準」の制定について（通達）

平30.3.27 警察庁丙生企発第40号、丙地発第5号
警察庁生活安全局長から各地方機関の長、各都道府県警察の長あて

（概要）

コンビニエンスストア・スーパーマーケット（以下「コンビニエンスストア等」という。）の防犯対策については、防犯基準に基づき、強盗の対策を主眼とした防犯指導等を行ってきたところであるが、強盗の認知件数は減少した一方、コンビニエンスストアを発生場所とする刑法犯認知件数は微増傾向で推移している。

一方、スーパーマーケットを発生場所とする刑法犯認知件数は、総じて減少傾向にあるが、ATMを利用した特殊詐欺が依然として発生している現状にある。

こうした治安情勢に加え、コンビニエンスストア等が提供するサービスの変化や高機能レジ、ATM、防犯カメラ等の設備の普及拡大等の変化に伴い、より実態に即した効果的な防犯対策を推進する観点から、関係省庁及び関係業界団体等と協議を重ねて新たな「コンビニエンスストア・スーパーマーケットの防犯基準」を制定したことから、各都道府県警察において当該防犯基準に基づいた指導を推進するよう指示したものである。

主な指示項目の概要は、

- 各店舗に対する指導に当たっては、防犯責任者等との連携を密にして、防犯基準に沿った防犯対策が推進されるよう指導すること
- 各警察署が店舗の防犯責任者及び職域防犯団体との連携を保ち、防犯基準が効果的に運用されるように各警察署担当者に対する指導教養の徹底を図ること
- 各店舗に対する立寄り、警ら等の警戒活動を強化するとともに、防犯責任者等に対して必要な防犯情報の提供及び防犯基準に沿った防犯指導を励行すること
- 防犯責任者等と連携して、強盗事件又は特殊詐欺事件の発生を想定した防犯訓練を実施すること

等である。